

# 豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について【概要】

## 1 計画改定の背景と趣旨

豊後大野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、平成24年5月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、国が新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び県が大分県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定したことを踏まえて、平成27年2月に策定した。

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の経験により、国は令和5年4月に特措法の改定を行い、令和6年7月に政府行動計画を改定、また、県が令和7年5月に県行動計画を改定した。

本市においても、感染症危機に備えた対策の一層の充実と実効性の確保を図るため、政府行動計画及び県行動計画に基づき令和8年5月1日に市行動計画を改定した。

## 2 計画の目的（変更なし）

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む

## 3 対象となる新型インフルエンザ等（特措法第2条第1項）

- 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- 指定感染症（感染症法第6条第8項）
- 新感染症（感染症法第6条第9項）
  - ・ 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

## 4 改定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえた改定
- 感染症危機に際して、迅速かつ着実に対応をするため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る

## 5 計画期間

特措法には、計画期間の定めはありませんが、政府行動計画では、感染症法等の計画の見直し等を踏まえて、おおむね6年ごとの改定が予定されている。

## 6 主な変更点

対応段階（時期区分）	前計画では、対応段階を6段階に細分化していたが、準備期・初動期・対応期の3段階に区分し、感染の長期化、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた状況の変化に応じて、機動的な切り替えを行う
対策項目	新型コロナウイルス感染症対応で課題となった対策項目を独立させる等の見直しを行い、6項目から7項目へ変更し対策内容の充実を図る

- 対応段階（時期区分）
  - ・ 『準備期』： 感染症が発生していない状態
  - ↓
  - ・ 『初動期』： 国内外で感染症が発生しているが県内では未発生の状態
  - ↓
  - ・ 『対応期』： 県内で感染症が発生している状態  
国内で感染症が拡大し対策を行う時期  
流行が収束し、基本的な感染症対策に移行する時期
- 対策項目
  - ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
  - ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資
  - ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

# 対策7項目の準備期・初動期・対応期における主な取組

※ 赤字は改正ポイントを踏まえた主な記載等 ※ 赤字下線は新規項目

対策項目 \ 対応段階	準備期 (予防や準備等の事前準備)	初動期 (発生直後の対応)	対応期 (発生後の対応)
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの情報共有や訓練実施</li> <li>・ 行動計画作成や体制整備の強化</li> <li>・ 関係団体との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置検討</li> <li>・ <b>全庁的な人員体制対応準備</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種情報等を踏まえて、地域の実情に応じた適切な対策の実施</li> </ul>
2 情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等への情報提供・共有、体制整備</li> <li>・ 県との情報連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速かつ一体的な情報提供、共有</li> <li>・ <b>双方向のコミュニケーションの実施</b> (コールセンター等の設置)</li> <li>・ <b>偏見や差別等、偽・誤情報への対応</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速かつ一体的な情報提供、共有</li> <li>・ <b>双方向のコミュニケーションの実施</b> (コールセンター等の継続)</li> <li>・ <b>偏見や差別等、偽・誤情報への対応</b></li> </ul>
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 (基本的な感染対策の啓発)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内でのまん延防止対策の準備 (業務継続計画等に基づく対応準備)</li> </ul>	
4 <b>ワクチン</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ワクチン接種に必要な資材の準備</b></li> <li>・ <b>ワクチンの供給体制検討</b></li> <li>・ <b>接種体制の構築</b></li> <li>・ <b>DX推進の推進</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ワクチン接種に必要な資材の確保</b></li> <li>・ <b>接種体制の構築</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ワクチン接種に必要な資材の供給</b></li> <li>・ <b>接種の実施(特定接種・住民接種)</b></li> <li>・ <b>健康被害救済の情報提供、相談、申請対応</b></li> <li>・ <b>ワクチンに関する情報提供</b></li> </ul>
5 <b>保健</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県との連携による健康観察及び生活支援</li> </ul>
6 <b>物資</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>感染症対策物資等の備蓄</b> (国・県、医療機関等と連携)</li> </ul>		
7 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報共有体制及び支援の仕組の整備</li> <li>・ 生活関連物資及び資材の備蓄</li> <li>・ 生活支援を要する者への支援等の準備</li> <li>・ 火葬体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬体制の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活の安定の確保</li> <li>・ 社会経済活動の安定の確保</li> <li>・ 火葬体制の確保</li> </ul>

○旧対応段階 : 1. 未発生期 2. 海外発生期 3. 国内発生早期(県内未発生期) 4. 県内発生早期 5. 県内感染期 6. 小康期

○旧対策項目 : 1. 実施体制 2. サーベイランス・情報収集 3. 情報提供・共有 4. 予防・まん延防止 5. 医療等 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保